

○野洲市生活困窮者等支援事業実施規則

平成 27 年 4 月 1 日

規則第 31 号

改正 平成 28 年 9 月 26 日規則第 56 号

(題名改称)

改正 平成 30 年 10 月 1 日規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市が、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項第 4 号に規定する生活困窮者等が抱える生活上の諸課題の解決及び生活困窮者等の生活再建に資することを目的として実施する生活困窮者等支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮者等自立相談支援事業 生活困窮者等、生活困窮者等の家族その他の関係者に対し、法第 3 条第 2 項の生活困窮者自立相談支援事業を行う事業をいう。
- (2) 生活困窮者等家計改善支援事業 生活困窮者等に対し、法第 3 条第 5 項の生活困窮者家計改善支援事業を行う事業をいう。
- (3) 子どもの学習・生活支援事業 法第 3 条第 7 項の子どもの学習・生活支援事業をいう。
- (4) 生活困窮者住居確保給付金支給事業 法第 6 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者住居確保給付金を支給する事業をいう。
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 3 第 1 項に規定する事業をいう。

(事業内容)

第 3 条 市は、支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活困窮者等自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者等家計改善支援事業
- (3) 子どもの学習・生活支援事業
- (4) 生活困窮者住居確保給付金支給事業
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活困窮者等が抱える生活上の諸課題の解決及び生活困窮者等の生活再建を図るために必要な事業

2 市長は、前項に掲げる支援事業の全部又は一部について、適切な支援事業の運営ができると認められる事業者に委託することができる。

(利用の申請)

第 4 条 支援事業を利用しようとする者は、野洲市生活困窮者等支援事業利用申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、子どもの学習・生活支援事業及び地域共生社会の

実現に向けた包括的支援体制構築事業は除く。

- 2 生活困窮者住居確保給付金支給事業を利用しようとする者は、別に定める申請書等を前項の申請書に添えて市長に提出しなければならない。
- 3 子どもの学習・生活支援事業を利用しようとする者は、別に定める申請書等を市長に提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第5条 市長は、生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するために、弁護士、司法書士、公共職業安定所、医療機関その他の関係機関との連携を図るものとする。

(留意事項)

第6条 第3条に規定する支援事業の実施にあつては、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年2月4日付職発0204第1号厚生労働省職業安定局長、社援発0204第1号厚生労働省社会・援護局長通知)、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について」(平成27年3月27日付社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成27年3月6日付社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知) その他関連通知を参照するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(表)
野洲市生活困窮者等支援事業利用申込書

(宛先) 野洲市長	申込日	年 月 日
私は、野洲市生活困窮者等支援事業実施規則第4条の規定により生活困窮者等支援事業の利用を申し込みます。		

■基本情報（書ける範囲でご記入ください。）

ふりがな		性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()	
氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)	
住 所	〒 -			
電話番号	自 宅	() -	携 帯	() -
家 族	同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで____人) <input type="checkbox"/> 無	別居の家族	<input type="checkbox"/> 有(____) <input type="checkbox"/> 無
	婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他(____)	子 ども	<input type="checkbox"/> 有(____人→扶養の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無
健康状態	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くないため通院している <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない (通院先:____)(服薬・既往歴等:____)			
食 事	<input type="checkbox"/> 食べている <input type="checkbox"/> 食べていない(理由:____)			
障 害 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 知的(手帳 有・無) <input type="checkbox"/> 精神(手帳 有・無) <input type="checkbox"/> 身体(手帳 有・無)) <input type="checkbox"/> 無			
就 労	<input type="checkbox"/> 就労していない <input type="checkbox"/> 就労している(就労先:____)			
住 居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> その他(____) ※ローン・家賃____万円/月			
収入状況	世帯収入(____円)	貯 金	貯 金(____円)	
	本人収入(____円)	所 持 金	所 持 金(____円)	
借 金	<input type="checkbox"/> カード(____万円) <input type="checkbox"/> 消費者金融(____万円) <input type="checkbox"/> 銀行(____万円) <input type="checkbox"/> 知人(____万円)			
滞納状況	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 住民税(市・県民税) <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> その他(____) ※滞納額(____万円)			
年 金	<input type="checkbox"/> 受給中(____年金____円/2箇月 ____年金____円/2箇月) <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 加入中 (<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 全額納付 <input type="checkbox"/> 減免(全額・3/4・半額・1/4) <input type="checkbox"/> 納付猶予等(____))			
健康保険	<input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 国民健康保険(普通・短期・資格) <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 不明 ※国民健康保険の場合 (<input type="checkbox"/> 全額納付 <input type="checkbox"/> 分納 <input type="checkbox"/> 滞納 <input type="checkbox"/> 軽減(2割・5割・7割) <input type="checkbox"/> 減免(____))			
来談者 ※ご本人以外の場合	氏 名		ご本人との関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:____)
	電話番号	() -		<input type="checkbox"/> その他(____)

■同意欄

<p>野洲市長 様</p> <p>私は、野洲市が実施する生活困窮者等支援事業に関し、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱別表の委員において、私の個人情報収集し、保有し、利用し及び提供すること並びに外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所その他目的を達成するため必要となる者及び機関）に提供することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">____年____月____日 本人署名 _____ ㊟</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年規則第 56 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年規則第 70 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の野洲市生活困窮者等支援事業実施規則第 2 条第 3 号及び第 3 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 31 年度以降の子どもの学習・生活支援事業の実施について適用し、平成 30 年度までの同事業の実施については、なお従前の例による。